掛川市規則第３０号

掛川市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和３年１２月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

掛川市危険物の規制に関する規則（平成17年掛川市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第２条中第１項を削り、同条第２項中「前項の規定による申請」を「府令第１条の６の規定による申請書の提出」に改め、同項を同条第１項とし、同条第３項を同条第２項とする。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号　削除

附　則

この規則は、令和４年１月１日から施行する。